

## 総合教育会議の運営について

### 1 総合教育会議の設置

首長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るため、首長と教育委員が協議を行う場として、総合教育会議を設けることとなった。

〔 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第1条の4  
（平成27年4月1日施行） 〕

#### <概要>

- ・首長は、総合教育会議を設ける。
- ・会議の構成員は首長及び教育委員会とする。
- ・会議は首長が招集する。
- ・協議事項、協議・調整事項
  - ①教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議
  - ②教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
  - ③児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- ・会議は、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認める時を除き、公開する。

### 2 総合教育会議の運営

#### (1) 構成員

市長、教育委員会

#### (2) 事務局

会議に係る事務は政策部政策室が行う。

#### (3) 運営規程

会議の運営に関し必要な事項を定める。

明石市総合教育会議運営要領（案）